

「都道府県再編に関する各種提言等一覧」

【全国知事会「都道府県のあり方研究会報告書」より抜粋】

「都道府県再編」論の類型

	地方公共団体	連邦制	中間的な団体	国の行政機関
都道府県を廃止	◇自治的道州制案 ・行政調査部「道制」案（昭和23年）【8】 ・自民党議連「道州」案（平成12年）【7-11】 ・民主党「道州」案（平成12年）【11】 ・市長会「特別地方団体」案（昭和29年）【数ブロック】 ・市長会「道州」案（昭和32年）【9-10】 ・関係連「道州」案（昭和44年）【数ブロック】 ・日商「道州」案（昭和45年）【8】 ・日商「道」案（昭和57年）【7】 ・中経連「道州」案（平成元年）【6-9】 ・PHP「州府制」案（平成8年）【12】 ・読売新聞社「12州300市」案（平成9年）【12】 ※二層制の地方自治制度	◇連邦制的道州制案 ・平成維新の会「道」案（平成元年）【11】 ・青年会議所「州」案（平成2年）【8】 ・行革国民会議「州」案（平成2年）【8-10】 ・岡山県研究会「州」案（平成3年）【7】 ・恒松地「州」案（平成5年）【10-15】 ※一層制の地方自治制度	◇中間的道州制案 ・第4次地制調「地方」案（昭和32年）【7-9】	◇官治的道州制案 ・行政調査部「州制」案（昭和23年）【8】 ・市議会議長会「道州」案（昭和29年）【10程度】 ・関係連「道州」案（昭和30年）
都道府県を存置	◇現行都道府県を超える広域的な地方公共団体案 ○三層制案 ○都道府県統合案 ・町村議会議長会「府県統合」案（昭和29年）【10程度】 ・第4次地制調「県」案（昭和32年）【15-17】 ○都道府県の自主的合併案 ・第10次地制調「府県合併」案（昭和40年） ○都道府県連合案 ・第13次地制調「連合」案（昭和44年） ・第23次地制調「広域連合」案（平成5年） ・広域連合制度（平成6年）	◇連邦制的道州制案 ※二層制の地方自治制度	◇国と都道府県との協議・共同組織案 ・地方行政協議会（昭和18年）【9】 ・地方行政連絡協議会（昭和40年）【9】 ・岸大阪府知事「近畿圏」案（平成2年）	◇地方行政官庁案 ・州庁設置案（昭和2年）【6】 ・地方総監府（昭和20年）【8】 ・地方行政事務局（昭和20年）【7】 ・行政調査部「地方行政庁」案（昭和23年）【7】 ・第1次臨調「地方庁」案（昭和38年）【10程度】 ・町村会「道州」案（昭和29年）【数ブロック】 ・市議会議長会「道州」案（昭和32年） ・町村会「道州庁」案（昭和32年）【8-9】 ・関係連「地方庁」案（昭和56年）【7-10】 ・関係連「地方庁」案（平成元年）【9】 ・平松大分県知事「九州府」案（平成7年）

※【】内の数字は、各提言におけるブロック（区割り）の数を表す。

「都道府県再編」の区域の数等について

		12～17	7～11	2～6	明確な言及なし
首都地域等について特別な取扱いをしない案			地方連絡協議会（昭15） 地方行政協議会制度（昭18） 地方自治協議会（昭20） 地方行政事務協議会（昭20） 行政調査部「地方行政」案（昭23） 第1次臨時「地方庁」案（昭38） 市議会議「道州市県議」案（昭29） 市長会「道州制」案（昭32） 市議会議「道州制」案（昭32） 町村会「道州制」案（昭32） 関係連「地方庁」案（昭56） 日商「道制」案（昭57） 岡山県「道州制」案（平3） 恒松自治「道州制」案（平5）	州庁設置案（昭2）	第10次臨時「府県合併」案（昭40） 市長会「府県政変廃止」案（昭29） 町村会「道州」案（昭29） 町村議会議「府県統合」案（昭29） 関係連「道州」案（昭30） 関係連「道州」案（昭44） 関係連「地方庁」案（平元） 岸田「近畿道」案（平2） 平松守彦「九州道」案（平7）
首都地域等について特別の取扱いをする案	独立の「道州」とする案	PHP研究所「州府制」案（平8） 読売新聞社「12州300市」案（平9）	行政調査部「道制」案（昭23） 第4次臨時「地方」案（昭32） 中経連「道州制」案（平元） 青年会議所「道州制」案（平2） 自民党「道州」案（平12） 民主党「道州制」案（平12）		
	国の直轄地域等とする案	行革国民会議「道州制」案（平2）	日商「道州制」案（昭45）		
	その他	第4次臨時政見「県」案（昭32）	行政調査部「州制」案（昭23） 平成維新の会「道州」案（平元）		

答申・提言	行政制度審議会「州庁設置に関する件」(昭和2年)	地方自治監督官制 (昭和20年勅令第350号)	地方行政事務局設置制 (昭和20年勅令第622号)	行政調査部「広域地方行政制度に関する諸案」(昭和23年)①	行政調査部「広域地方行政制度に関する諸案」(昭和23年)②	行政調査部「広域地方行政制度に関する諸案」(昭和23年)③
制度の名称	州	地方自治監督府	地方行政事務局	地方行政庁	道府案	州府案
区域の数	6州 (東京州、仙台州、名古屋州、大阪州、広島州、福岡州)	8地方自治監督府 (北海道、東北、関東圏域、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州)	8地方行政事務局 (北海道、東北、関東圏域、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州)	7地方行政庁 (東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州)	9道 (北海道、東北道、関東道、東海道、北陸道、近畿道、中国道、四国道、九州道)	8州 (北海道、東北州、関東州、東海州、北陸州、近畿州、内海州、西国州)
首都地域についての言及	特になし	特になし	特になし	特になし	・東京都の廃止に伴い、都の区域を特別市とする。	・東京都のうち特別区を合して市とする。
府県の存続の有無	府県を完全な地方自治体とした上で存置	府県は存置	府県は存置	府県は存置	都道府県を廃止して、道を置く。	都道府県を廃止
法的性格 (地方公共団体か否か)	国の行政機関	国の行政機関	国の行政機関	国の行政機関	地方公共団体	国の行政機関
長の選任方法	官選(州長官は親任官又は勅任官とする。)	官選	官選(長官は地方行政事務局所在地の知事)	官選	住民の直接選挙(執行機関は「道行政委員会」)	官選
権限配分	・州長官の権限は地方庁又は自治体に専属せざる地方行政の一切に及び。 ・州長官は警察命令の発令権、出兵請求権を有す。	・地方における各級の行政を統轄し、委任事務を処理する。 ・地方自治監督府令の発令権(罰則を附すことも可) ・出兵請求権 ・地方官制の長に対する指揮監督権	・地方における各級の行政総合連絡調整を図る。 ・長官は、地方官制の長に対し必要な指示を行うことができる。	・中央各省の事務は全面的に地方行政庁に所属。 ・国の事務は原則知事に委任し、都道府県に委任できない事務に限り、地方行政庁が処理。 ・委任事務につき知事を指揮監督。	・「公共事務」及び「委任された国の事務」を処理。 ・地方特別官庁は全面的に廃止し、道に所属。 ・道議会は自治法上の府県議会と同じ権限を有する。	・都道府県の事務を原則時局并に移譲。全国的統一性を保持すべき事務のみ州長官の権限。 ・知事への委任事務は州長官の権限。
税財源の移譲	—	—	—	—	特になし	特になし(都道府県の財源を市町村に移譲)
国の権限の制限	—	—	—	—	特になし	特になし

答申・提言	第4次地方制度調査会答申(昭和32年)	第4次地方制度調査会少数意見(昭和32年)	臨時行政調査会第2専門部会「第2次仮説に関する報告」(昭和38年)	第10次地方制度調査会答申(昭和40年)	自由民主党「道州制を実現する会」提言(平成12年)	民主党道州制推進本部提言(平成12年)
制度の名称	「地方」案	「県」案	「地方庁」案	府県合併特例法(自主的合併案)	「道州」案	「道州」案
区域の数	7~9「地方」	15~17「県」	9「地方庁」 (国土総合開発法の地方計画区域)	特になし(区域の一体性、関係府県間の格差是正、現行府県の区域の不分割等に留意)	7~11「道州」 (第4次地方制度調査会案の区域の分割に今後検討)	11「道州」
首都地域についての言及	・首都圏については「別途考究する」こととする。 ・特別区の区域に基礎的地方公共団体を設ける等必要な調整。	・特別区の区域を中心に「別途首都圏制度を考究する」。	特になし	特になし	・東京都は単独で存置 ・北関東州(栃木、群馬、茨城、埼玉)と南関東州(千葉、神奈川、山梨)	・東京都は単独で存置 ・北関東州(栃木、群馬、茨城、埼玉)と南関東州(千葉、神奈川、山梨)
府県の存続の有無	府県を廃止。	府県は存置(3~4の府県を統合)	府県は存置	府県は存置	都道府県を廃止。	都道府県を廃止
法的性格 (地方公共団体か否か)	「地方公共団体としての性格と国家的性格とをあわせ有する。」	地方公共団体	国の行政機関	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
長の選任方法	地方長は、「地方」議会の同意を得て内閣総理大臣の任命	現行どおり住民の直接公選	官選	現行どおり住民の直接公選	現行どおり住民の直接公選	現行どおり住民の直接公選
権限配分	・国の事務のうち「地方」に処理できるもの及び府県で処理している事務で市町村に移譲できないものを処理。 ・処理する事務につき条例又は規則を制定。 ・国の総合出先機関「地方庁」を設け、地方府の首長には地方長を充てる。	・概ね次のような事務を処理 ①地方の総合開発計画の策定、治山治水等の広域事務 ②義務教育等の教育の水準の維持、警察の管理・運営等統一的処理を必要とする事務 ・府県の事務のうち社会福祉、保健衛生等住民の日常生活に直結する事務は市町村に移譲 ・国の事務も極力移譲 ・府県単位の出先機関は統合	・国の出先機関のみを統合 ・所掌事務の中核は、国土総合開発法に基づく地方総合開発計画の策定	・府県合併に伴い、国の出先機関について、新府県の区域を基礎に整理統合	・公共事業等の政策執行部門の大半を移管。 ・国の地方支分部局は原則すべて縮減	・基礎的自治体では担えない事務を処理(法律で限定列挙) ・道州が実施する公共事業を限定
税財源の移譲	・財源配分、起債能力を有する。 ・財政調整の方法を検討	・税財源を均等配分 ・財政調整は整理し存置	・地方庁の事務に関する予算を一括計上	・府県合併に伴い、行政上の特別措置を講じる。	・消費増税や資産増税を大幅に移譲。交付金は当面存置	・国と地方の税財源比率を1:1にする。
国の権限の制限	特になし。	特になし。	—	特になし。	・国の役割を、憲法、外交、防衛、通関、度量衡、経済政策、教育・福祉・環境等の基本計画、通関政策等に限定	・国の事務を法律で限定列挙 ・例: 外交、防衛、皇室、憲法、通関等ルールづくりとチェック ・国が実施する公共事業を限定

答申・提言	全国市長会「地方制度改革意見」 (昭和29年)	全国市議会議長会「道州制度案」 (昭和29年)	全国町村会「地方制度改革に対する意見」(昭和29年)	町村議会議長会「府県制度—道州制に関する意見」(昭和29年)	全国市長会「府県制度改革案」(昭和32年)	全国市議会議長会「地方制度改革意見」(昭和32年)
制度の名称	「特別地方団体」案(府県制度廃止案)	「道州」案	「道州」案	「府県統合」案 (将来的に道州制に移行)	「道州」案	「道州」案
区域の数	数ブロック	10ブロック前後	数箇のブロック	以下の基準により府県を統合 ・国土総合開発に基づく河川又は水系 ・交通及び産業経済圏 ・都市と農村地域の関係について行政能力を考慮すること	9~10道州	10ブロック前後
首都地域についての言及	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
府県の存続の有無	府県を廃止	府県を廃止	府県は存置	府県は存置(府県統合)	府県を廃止する	府県は存置(ただし、府県は特別地方公共団体である「新中間機関」とする)
法的性格 (地方公共団体か否か)	特別地方公共団体? (公法人たる「特別地方団体」とする。)	国の行政機関 (国の総合出先機関)	国の行政機関	地方公共団体	特別地方公共団体 (市町村のみを普通地方公共団体とする)	国の行政機関
長の選任方法	間接公選(議会において選任)	官選 (国の官吏)	官選	直接公選	官選(市又は町村の連合組織が推薦する者のうちから国が任命)	官選(国家公務員)
権限配分	・概ね次の事務を処理する (総合開発、治山治水、国庫及び府県道の新設改良、土地改良、農地調整、災害復旧、各種建設都市) ・その他の事務は市町村に移譲 ・市町村行政に対する監督権を有しない	・府県の事務中、市町村に移譲する事務以外の事務を処理、自治的事務は原則としてすべて市町村に移譲 ・許可、認可等の行政処分は道州において行う ・その他、総合開発事務、国の地方出先機関の事務、国の中央官庁より移譲する事務	・国の権限に属する広域行政を処理(総合開発、治山治水、災害対策、災害復旧等) ※市町村の連合組織を設け、これに府県行政に対する関与を認める	府県が行う事務は以下のとおり ・広域行政事務 ・補充行政事務(市町村の調整能力に応じて移譲) ・連合調整に関する事務	・特定の広域行政事務(例：総合開発、治山治水、国道府県道の新設改良、災害復旧、大学、各種建設都市の建設) ・自治事務及び国の委任事務は可能な限り市町村に移譲	・府県の処理する事務中、市町村又は「新中間機関」に移譲するものを除いた事務 ・総合開発事務 ・国の出先機関の事務 ・中央官庁から移譲する事務
税財源の移譲	・財源は、国家支出金及び市町村の負担 ・課税権を認めない	—	—	特になし	・財源は、国家支出金及び市町村の負担 ・課税権を認めない	—
国の権限の制限	特になし	—	—	特になし	特になし	—

答申・提言	全国町村会「現行都道府県制度に関する意見」(昭和32年)	関西経済連合会「地方行政機構の改革に関する意見」(昭和30年)	関西経済連合会「地方制度の根本的改革に関する意見」(昭和44年)	日本商工会議所「道州制で新しい国づくりを」(昭和45年)	関西経済連合会「国の地方行政の改革について」(昭和56年)	日本商工会議所「新しい国づくりのために」(昭和57年)
制度の名称	「道州制」案	「道州」案	「道州」案	「道州」案	「地方行」案	「道」案
区域の数	8～9ブロック	特に言及なし	数ブロック	8道州 (北海道、東北道、関東道、中部道、近畿道、中国道、四国道、九州)	7～10地方行	7道(北海道、東北道、関東道、東海道、近畿道、西海道、九州道) ※この道制は単独と日本を区画するようとする
首都地域についての言及	特になし	特になし	特になし	3つの案を示す。 ・関東州の中の一部を東京市とする案 ・東京都の一部を新首都とし、国の直轄地とする案 ・移転した首都を国の直轄地とする案	特になし	
府県の存続の有無	府県は存置(ただし、府県を速やかに道州の支庁とする)	府県を廃止	都道府県を廃止	都道府県を廃止	都道府県は存置	都道府県を廃止する
法的性格 (地方公共団体か否か)	国の行政機関	国の行政機関	地方公共団体	地方公共団体	国の行政機関	地方公共団体
長の選任方法	官選(道州の協議会の推薦により内閣総理大臣が任命)	官選	住民の直接公選	住民の直接公選	官選(国会の同意を得て内閣総理大臣が任命)	住民の直接選挙
権限配分	・国の権限に譲渡する行政事務 ・可能な限り国の出先機関を統合 ※府県については、「市町村の総合組合的」なものとし、速やかに道州に吸収させる。	・地方開発等の国政事務 ・大都市以外の一般市町村の自治に支障を及ぼすことを不可能・不適当とする行政事務 ・国の出先機関の吸収 ・中央官庁の権限の移譲	・国より移譲される事務及び現行の府県事務のうち市町村に移譲し得ないものを行う ・国の出先機関は原則吸収	・府県事務のうち、住民生活や中小企業に直結する事務は市町村に移譲 ・国の事務で移譲し得るものは道州に移譲	・管轄区域内の国の事務事業及び区域内の地方公共団体の連絡調整を総合的に実施 ・地方支分機関の事務は原則吸収し、地方支分機関を統合	・国から移譲された事務及び現行の府県事務のうち市町村への移譲が適当でない事務を処理 ・事務例示あり ・国の出先機関の事務は原則吸収
税財源の移譲	—	—	特になし	特になし	・地方の国の予算の総合調整 ・独自の創設費及び事業費	・国税と地方税の配分の見直し、行政需要に見合った財源調整
国の権限の制限	—	—	特になし	特になし	—	特になし

答申・提言	関西経済連合会「国と地方の制度 改革に関する提言」(平成元年)	中部経済連合会「望ましい国と地 方のあり方」(平成元年)	平成維新の会「平成維新」(平成 元年)	行革国民会議「地方主権の提唱」 (平成2年)	日本青年会議所「地方分権へのい ざない」(平成2年)	岸昌大阪府知事「近畿における広 域行政についての考え方」(平成 2年)
制度の名称	「地方庁」案	「道州」案	「道州」案	「州」案(連邦路線)	「州」案(連邦路線)	「近畿圏」案
区域の数	特になし	現行ブロック機関の8〜9、電力 再編成時の9、JRの6等を参考 にする	11道(北海道、東北道、関東道、 首都圏道、中部道、北陸道、関 西道、中国道、四国道、九州道、 沖縄道)	10〜15州(ただし、1県だけ で州になることも可とする)	8州 (北海道、東北州、関東州、東 京特別州、中部州、関西州、瀬戸 州、九州)	— ※大阪府、京都市、兵庫県、奈良 県、和歌山県及び和歌山県の区域
首都地域につ いての言及	特になし	・東京都又は遷都による新首都 は、道州に属さない独立州「都」 とする等独立的な特別区域とす る。	・首都圏道(東京都、千葉県、埼 玉県及び神奈川県)を置く。 ※関東道(栃木県、茨城県、栃木 県及び群馬県)	特になし	・東京都については、「東京特別 州」とする。	—
府県の存続の有無	都道府県は存置(ただし、将来的 には「府県共同体」と統合して道 州制に移行)	都道府県を廃止	都道府県を廃止	都道府県を廃止	都道府県を廃止	府県は存置
法的性格 (地方公共団体か否 か)	国の行政機関 (ただし、将来的には「府県共同 体」と統合して道州制に移行)	地方公共団体	※連邦国家を構成する道	※基礎的自治体である「市」の共 同体として「主権」を有し、連邦 国家を構成する。	※連邦を構成する「州政府」	不明(「法人とする」、「国の出先 機関であってはならない」との言 及あり。特別地方公共団体か?)
長の選任方法	官選(長官には大臣級の人物を充 てる)	特に言及なし	特に言及なし	特に言及なし	住民の直接選挙(州総理)	間接公選(執行機関は各府県知事 及び統合される国の出先機関の 議員で構成。代表者は府県知事の いずれか)
権限区分	・各都府のブロック単位の出先機 関の統合 ・中央省庁からの大幅な権限移譲 ※道州制移行の過渡的措置とし ての位置付け。府県サイドにおけ る「府県共同体」づくりを並行し て進め、将来的に統合	・国の役割の多くは道州が担うこ ととなり、対等な機関として事務 を分担し処理する。 ※段階的に道州制へ移行(国の出 先機関を統合した「地方庁」の設 置、「府県連合」の設置、将来的 な両者の統合)	・道は、公共投資、福祉、教育、 産業政策、近隣外交等を担う。 ・外交政策については一部を道州 に移譲	・行政権及び立法権を有する。 ・憲法上については、州内部での 行為が衆議院に反するか否かを判 断する「独立した機関」が必要と する。	・「外交、国防を除くほとんどの 現行政府の行政権限」 ・独自の州法律、独自の州警察	・各府県間及び国と府県との協 力・協賛を図る ・国の出先機関の吸収及び国の権 限の大幅な移譲 ・近畿圏における交通体系の整備 やビッグプロジェクトの推進
税財源の移譲	—	特になし	・法人税及び消費税のすべて並び に法人の固定資産税を道の税収 とする。	特に言及なし	・州は全税収の50%程度。 ・国の一部税収を対等して道州に割	・経費は、国庫負担金、府県の分 担金及び公債等による
国の権限の制限	—	・国の役割は、立法、司法、国防、 外交、国際的な通商政策、総合経 済政策、福祉政策等に限定	中央政府の役割は、外交、国防、 必要最低限の全国共通の基準や 政策に限定	・「市」、「州」、国の3者間の「水 平的分業」の関係。特定の政策に ついての「競合関係」もあってよい とする。	・連邦政府は州政府から委託され た事務を処理 ・委託事務は、州間の連邦機関、 通関、度量衡等の統一基準づく り、国全体の総合的な計画、高度 な政策決定等	特になし

答申・提言	岡山県21世紀の地方自治研究会「連邦制の研究報告書」(平成3年)	恒松誠治ほか「連邦制のすすめ」(平成5年)	平松守彦大分県知事「日本合州国への道」(平成7年)	PHP総合研究所「日本再編計画」(平成8年)	読売新聞社「21世紀への構想」(平成9年)	関西経済連合会「地方の自立と自己責任を確立する関西モデルの提案」(平成15年)
制度の名称	「州」案(連邦制案)	「州」案(連邦制案)	「九州府」案	「州」案(「州府制」案)	「12州300市」案	「府県連合」「府県合併」案
区域の数	7州 (北海道、東北、関東、中部、近畿、中国五、九州)	8~10州 例として8州(北海道、東北、関東、中部、近畿、中国五、九州、沖縄)を挙げる	— ※九州に設定せず、可能な地域から順次実施	12州 (北海道、東北、北関東、南関東、東京特選、北陸圏、東海、大湖圏、関西、中国、四国、九州) ※第2期257の議院が地方自治法に基	12州 (北海道、東北、北関東、東京、南関東、北陸圏、東海、大湖、近畿、中国、四国、九州) ※第2期257の議院が地方自治法に基	特になし
首都地域についての置及	特になし	特になし	特になし	・東京23区及び大阪府について、「特別州」とする。 ・2特別州の間で10~15年ごとに首都を交代	・東京都及び大阪府については、独立の州とする。	・関西(福井、三重、徳島を含む2府7県)については、「府県連合」とする。 ※連合により州を設置
府県の存続の有無	府県を廃止	都道府県を廃止	都道府県は存続(将来的には都道府県を統合し道州制に移行)	都道府県を廃止	都道府県を廃止	府県連合型は、府県存続(府県合併型は、廃止し、州を設置)
法的性格 (地方公共団体か否か)	※連邦を構成する州(「支分国」とする)	※連邦国家を構成する州政府(市町村の準同体と位置付ける)	国の行政機関(将来的には都道府県を統合し道州制に移行。その際は、地方公共団体)	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体
長の選任方法	直接公選(州首相)	直接公選(ただし、憲法改正により州長自前で定め得ることも可能)	公選(直接公選か否かは不明)	間接公選(州知事は、府知事会議で指名し、州議会が承認)	直接公選	公選(直接公選か否かは不明)
権限配分	・立法、司法、行政の機能を備える。 ・州は以下のような事務を処理 ①広域的な社会資本の整備 ②広域的な環境、産業、雇用政策 ③高度な医療政策、文教政策 ④市町村間の財政調整	・行政、立法、司法の機能を有する。 ・概ね以下のような事務を処理 ①広域的な社会資本の整備 ②広域的な環境、産業、雇用政策 ③高度な医療政策、文教政策 ④市町村間の財政調整	・国の出先機関を統合して「九州府」を置く。 ・最終的には、九州府を自治体としての道州制に移行させる。又は九州府の権限を権に移譲して九州府を解消	・州は、府の後継役として府単独では処理できない事務、広域的な事務のみを処理。 ・具体的には、公共事業、環境保全、災害対策、危機管理、労働・雇用政策及び警察 ・州は道州自治主権及び税率決定権を有する。	・州は、広域にわたる事務及び市町村の調整を行う。 ・主な事務は、①幹線道路、空港、港湾等の公共事業とその管理運営、②広域交通等の防止、保安等、③地域労働、雇用対策、④環境保全	・州は、産業政策、科学技術政策、観光戦略、国際空港、港湾など広域基盤整備を担う ・府県は、基礎自治体が困難で、かつ競争原理が働く教育、医療、介護保険等を主として担う
税財源の移譲	・所得税、法人税、酒税、消費税、相続税等を連邦と州の共同税とする。 ・連邦税の増徴徴収は原則州が実施し、州が一割割合を連邦に納付。 ・州間の財政調整を実施	・所得税、法人税を連邦と州の共同税とする。(州には26.1%)	・国家予算をブロック別に分けて九州府に移譲。予算配分・調整権を有する。	・税源配分の変更(法人税、住民税、個人所得、消費税率)	・消費税等の増徴税を地方の基幹財源とする。所得税の相当部分を地方財源とする等の利益配分。 ・地方交付税は必要最小額とし、財政健全化や合併促進のインセンティブの働くものとする。	・基幹税目(道府県民税、事業税、地方消費税等)で地方税を拡充。 ・地方交付税制度を廃止(地方交付税に代わる財政調整としての制度を新設)
国の権限の制限	・連邦の権限は、外交、国防、度量衡、金融、保健、社会保障、ハイウェイ、航空、特定の鉄道、国土保全、特定の治安、特定の高度の学術研究等に限定	・連邦の権限は、民法、刑法等の基本的法規の制定、基本的人権の保護、条約の締結、防衛政策、産業政策や国土政策等全国的規模での計画や政策、州政府間の財政調整に限定	特になし	・国の権限は、国防・治安、外交、安全保障サービス(借金、食料、失業、犯罪、犯罪、ルーズン、管理、外国関係、法、金融、基礎、建設、エネルギー、環境、労働、福祉)	①国防・治安、外交、安全保障サービス、食料、失業、犯罪、犯罪、ルーズン、管理、外国関係、法、金融、基礎、建設、エネルギー、環境、労働、福祉 ②国内治安、経済、労働、福祉、エネルギー ③社会保障、年金、医療、雇用政策 ④住宅政策、建設、環境、労働政策 ⑤教育、国際プロジェクト(国際交流関係)、大規模開発	特になし